

南アルプス市保育実施基準表

番号	保育認定の要件		内 容	指数		
1	被雇用者	常勤・パート・内職等・派遣	月120時間以上	常勤勤務・パートタイム・派遣労働の雇用形態で、現に月48時間以上の就労をしている者 ※月の就労日数が不定の雇用形態は不可	10	
			月96時間以上		9	
			月72時間以上		8	
			月48時間以上		7	
	自営業	事業主本人		自営業を営んでいる事業主	10	
		事業専従者等	月120時間以上	事業主に協力し、月48時間以上事業に従事している者 ※無償の場合は、指数から減点します ※無償の場合は実態調査をさせていただきます。	10	
			月96時間以上		9	
			月72時間以上		8	
	月48時間以上		7			
	農業	事業主本人		農業を営んでいる事業主	10	
		事業専従者等	月120時間以上 面積1ha以上	事業主に協力し、月48時間以上農作業に従事している者(時間と面積で点数が異なるときは、低い方でカウントする) ※無償の場合は、指数から減点します ※無償の場合は実態調査をさせていただきます。	10	
			月96時間以上 面積50a以上		9	
月72時間以上 面積30a以上			8			
月48時間以上 面積10a以上	7					
2	妊娠・出産		母が妊娠しており2か月以内に出産を控えている、または出産後3か月を経過していない場合	10		
3	障がい	1・2級		身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者手帳1～2級、療育手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な場合	10	
		3級		身体障がい者手帳3級または精神障がい者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8	
		4級		身体障がい者手帳4級の交付を受けて、保育が困難な場合	7	
	疾病・けが	入院		疾病・けが等により、入院している者	10	
		自宅療養	寝たきり		疾病・けが等により、寝たきりの状態になっている者	10
			感染症等		感染症等にかかり、医師が長期加療(安静)を要すると診断された者	9
			うつ等精神疾患		うつ病等精神的な疾患にかかり、長期療養を必要とする者	8
			安静		その他、医師により長期加療(安静)を要すると診断された者	6
		通院	週5日以上		疾病・けが等は比較的軽症ではあるが、定期的な通院等が必要である者	8
			週3日以上			6
4	親族の介護・看護	寝たきり、重症心身障がい者(児)、またはそれと同程度の障がい等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合		10		
		重度障がい者(児)、またはそれと同程度の障がい等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20時間以上かつ1週40時間以上保育が困難な場合		9		
		病人や障がい者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な場合		8		
		病人や障がい者(児)の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な場合		7		
5	災害復旧		震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている者	10		
6	求職活動		フルタイム等	フルタイム勤務での就労をめざし、求職活動を行っている者	5	
	パートタイム等		パートタイム勤務での就労のため、求職活動を行っている者	4		
7	就学		大学・専門学校等	大学・専門学校等に通学している者	6	
	職業訓練		職業訓練校等において、職業訓練を受けている者	6		
8	その他		その他、上記と同等の状況にあると市長が認める者			